

令和7年6月 3日 開会

令和7年6月20日 閉会

(定例第5回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 1 4 0 号

令和 7 年第 5 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 7 年 5 月 2 9 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火） 午前 1 0 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

浅 田 龍太郎	小 林 直 哉
近 藤 隆 博	京 力 久 子
西 本 憲 人	豊 哲 也
島 田 一 恵	加 藤 紀 之
池 田 幸 恵	大 原 広 巳
米 本 隆 記	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
野 口 俊 明	吉 原 美智恵

○応招しなかった議員

なし

第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 7 年 6 月 3 日 (火曜日)

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 3 日 午前 10 時開会 (開議)

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 例月出納検査結果の報告

③ 陳情付託の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 2 号 令和 6 年度大山町一般会計予算の明許繰越について

③ 報告第 3 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計予算の明許繰越について

④ 報告第 4 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計予算の明許繰越について

⑤ 報告第 5 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算の明許繰越について

⑥ 報告第 6 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計予算繰越報告について

⑦ 報告第 7 号 令和 6 年度大山町水道事業会計予算繰越報告について

⑧ 報告第 8 号 第 15 期一般社団法人大山観光局収入支出決算について

⑨ 報告第 9 号 第 16 期一般社団法人大山観光局収入支出予算について

⑩ 報告第 10 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 町長の所信表明について

日程第 5 議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 59 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 60 号 第三次大山町総合計画基本構想について

- 日程第 8 議案第 61 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 9 議案第 62 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 10 議案第 63 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 11 議案第 64 号 財産の取得について（スクールバス）
日程第 12 議案第 65 号 財産の取得について（小中学校教職員用情報機器）
日程第 13 議案第 66 号 事業契約の締結について
（大山町定住促進子育て住宅整備事業）
日程第 14 議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について
（御来屋漁港海岸護岸改修工事（2 工区））
日程第 15 議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 16 議案第 69 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17 議案第 70 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 18 議案第 71 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
日程第 19 議案第 72 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 20 議案第 73 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21 議案第 74 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22 議案第 75 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 23 議案第 76 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番	浅 田 龍太郎	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	6 番	豊 哲 也
7 番	島 田 一 恵	8 番	加 藤 紀 之
9 番	池 田 幸 恵	10 番	大 原 広 巳
11 番	米 本 隆 記	12 番	大 森 正 治
13 番	杉 谷 洋 一	14 番	近 藤 大 介
15 番	野 口 俊 明	16 番	吉 原 美智恵

欠席議員（なし）

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長…………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 教育次長…………… 浦 木 美 穂
総務課長 …………… 金 田 茂 之 地方創生監…………… 山 根 篤 大
財務課長 …………… 池 山 大 司

午前 10 時開会

○議長（吉原 美智恵君） 皆さん、おはようございます。

今期初めての定例会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長（吉原 美智恵君） ただいまの出席議員は、16 人です。

定足数に達していますので、令和 7 年第 5 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番 西本憲人議員、6 番 豊 哲也議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 18 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6 月 20 日までの 18 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに 受理しました陳情は、配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき報告第 10 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 10 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本日から 6 月定例議会、新しい体制での初めての定例会でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは令和 7 年 6 月定例議会におけます政務報告といたしまして、3 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず一つ目の、大山町こども家庭センターの設置についてです。4 月 1 日こども課内に「大山町こども家庭センター」を設置しました。これは法律の改正により従前設置していた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の機能を引き継ぎ一体的な組織として新たに設置したものです。妊娠婦及び乳幼児の健康保持・増進、並びに子ども及び子育て世帯への福祉に関する包括的な支援を実施していきます。

次に、スキー場の営業結果についてです。令和 6 年度シーズンの営業は、12 月 21 日から 3 月 23 日までの間のうち 93 日間で、昨年より 8 日多い営業日数となりました。雪不足であった前年シーズンに比べ入込客数は増加し、前年比 45.8%増の約 11 万 1,000 人でした。

次に、「名和マラソンフェスタ 2025」についてです。5 月 18 日、東は埼玉県から西は大分県の広い範囲から、ハーフと 5 k m の部門に 629 名の方がエントリーされ開催されました。コース沿道の町民ボランティアスタッフ、スポーツ推進員、交通安全指導員など、200 人を超える皆様にご協力を頂き、無事大会を終えることができました。

次に、徴収金関係です。令和 6 年度も未収金の収納に向けて、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別紙資料のとおりです。

続きまして報告第 2 号～5 号までにつきましては、令和 6 年度大山町一般会計予算、開拓専用水道特別会計予算、国民健康保険特別会計予算、国民健康保険診療所特別会計

予算を令和 7 年度に明許繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものです。

続きまして報告第 6 号～第 7 号については、令和 6 年度大山町下水道事業会計予算、水道事業会計予算を令和 7 年度に繰り越ししましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものです。

続きまして報告第 8 号～第 9 号については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 173 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人大山観光局の第 15 期決算並びに第 16 期予算に係る書類を提出するものであります。

続きまして報告第 10 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものです。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 町長の所信表明について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、町長の所信表明についてを議題にします。

町長から、今後の施政を行うにあたり、所信の一端を述べさせていただきたい旨の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、所信表明を述べさせていただきます。

町長に就任して 2 期 8 年が過ぎ、3 期目の 4 年間が始まりました。本日は、町政の方針について説明する機会を頂き、心から感謝申し上げますとともに、これまでの 4 年間、町政に御理解と御協力を頂きました町民の皆様、議会の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

3 期目の政策の基礎となるのは、人口減少対策です。これは、1 期目、2 期目の方針と変わるものではありません。私が考える人口減少対策とは、子供から御年配の方まで町民みんなが暮らしやすいまちづくりをすることです。

経済や産業を発展させ、福祉的な困り事に寄り添い、未来につながる教育を充実させるなど、1 人でも多くの方が大山町に住んでよかった、大山町に住み続けたい、大山町に戻ってきたいと感じてもらえる環境づくりが必要です。

これまでの 8 年間も同じ方針で各種政策に取り組んでまいりました結果、10 年前に推計された人口よりも、実際の人口が約 1,000 人上回るなど、少しずつ実を結んできております。

しかしながら、人口全体としては、依然として減少傾向が続いており、大山町が持続

可能なまちとなるよう、人口減少を緩やかにするための施策は必須であると考えております。

このような基本的な方針をもとに、町民の皆様にお約束をした３期目４年間の５本柱に関しまして御説明いたします。

一つ目の柱は、経済と産業の発展です。大山町が持続可能なまちになるためには、経済と産業の発展が欠かせません。農林水産業においては、所得向上、後継者の育成、産業基盤の整備などを進め、持続可能な第一次産業となるよう、引き続き尽力してまいります。中小企業、小規模事業においては、生産性向上を支援し、企業と町内経済がともに発展するよう、関係機関との連携をさらに進めてまいります。

起業支援に関しては、これまでの取組を検証し、起業が促進される環境づくりや仕組みづくりの構築により、起業による経済成長を取り込めるまちづくりを継続します。

企業誘致の取組では、若者や女性にとって魅力ある雇用の創出を念頭に置きつつ、雇用のみならず、町民生活に利点をもたらす産業分野の誘致を目指してまいります。

観光の分野は、DMOによる戦略的な観光地域づくりを進めるとともに、山と海の潜在力を最大限に引き出し、アウトドアタウンとしての価値を磨き上げてまいります。

また、国立公園における滞在環境の整備、通年で集客できる持続可能なスキー場の運営、文化財の積極的な観光活用、観光客にも利用しやすいデマンドバスへの改善など、これまでの取組を加速させてまいります。

二つ目の柱は、保健医療福祉の充実です。健康で長生きするためには、けがや病気、認知症など、あらゆるリスクを未然に防ぐことが大切であり、健康寿命の延伸を図るため、これまで取り組んできた各種事業を充実させてまいります。

持続可能な地域医療体制を実現するために、診療所の在り方を早期に取りまとめ、町内医療機関や、地域医療関係者と連携しつつ、具体的な動きにつなげてまいります。

物価高が続く状況にあっては、賃金等の上昇が追いつくまでの間、的確な生活支援策を講じ、町民の皆様の生活をこれからも支援してまいります。

健康づくりやフレイル予防をする上では、幅広い層に啓発を広げることが大切であり、官民連携などによる持続的で効果的な施策を展開してまいります。

障害者雇用の創出には、社会福祉法人のみならず、民間事業者の理解と協力が必要であり、協定を結んでいる自治体との連携を図るとともに、先進事例などを参考に、取組を進めてまいります。

三つ目の柱は生涯教育と子育て支援の深化です。英語教育に関しては、子供から大人まで、誰もが生涯を通じて英語に親しむことができる環境を深化させ、仕事や異文化交流につながる英語力の向上を目指します。

国際交流の今後は、アメリカのテメキュラ市、韓国の襄陽郡との交流を引き続き推進するとともに、民間での交流が進んでいるハワイとは、短期留学の充実とさらなる交流

の促進、子供のサッカー交流の提案を受けている台湾とは、新たな国際定期航空路線の利用促進を意識した交流の検討を進めてまいります。

金融経済教育の分野においては、国も取組を進めているところであり、可処分所得を増やすことによって、町民のより豊かな人生設計と地域経済の底上げにつなげたいと考えております。

スポーツ環境の充実として、学校部活動の円滑な地域移行とともに、スポーツ施設などの在り方検討や、必要とされる整備などを適宜進めてまいります。

施設が老朽化している公民館に関しては、地域ごとに異なる体制を一体的に再定義するとともに、新たな公民館の整備を進め、地域コミュニティーの核となる拠点づくりを前進させてまいります。

四つ目の柱は、安心して快適なまちづくりです。町内で需要が高まっている宅地や賃貸住宅の供給は、大山町に住みたいという需要を満たすために欠かせません。旧町単位で町機能を維持していくためにも、PFI手法による賃貸住宅の供給や民間及び直営の宅地開発によって、旧町ごとにまち化を促進してまいります。

関係人口は、人口が減少する中でのまちづくりにおいて重要な位置づけであり、将来的に移住者となり得ることも期待されているところです。

大山町に関わり、地域の取組に力を貸してくださる関係人口の拡大を推進するとともに、関係人口の拡大を未婚率の改善や女性や若者が暮らしやすい包摂性の高いまちづくりにつなげるなど、諸課題への対応も念頭に置いて取組を進めてまいります。

安心して快適なまちづくりのためには、町民の皆様とまちづくりを進めることが大切であり、集落や自治会、地域自主組織をはじめとした地域の皆様と引き続き連携してまいります。

防災減災に対しては、平常時の備えを強化することが重要であり、町民一人一人の防災意識が高まるよう啓発に努めつつ、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、総合防災訓練などによる対応方法の確認など、防災力の強化を確実に進めてまいります。

五つ目の柱は、行財政改革の継続です。様々な政策を実現する上で、財政のバランスを考慮することは重要であり、国が法律で定めた四つの財政指標を引き続き健全な状態に保ってまいります。

およそ 30 年続いたデフレから脱却しつつあるインフレ局面の現状においては、企業誘致やふるさと納税などでさらなる歳入を獲得しながら、積極的な財政出動を心がけ、地域経済や日本経済全体に追い風となる行財政運営が求められています。経費削減だけに焦点を当てた業務の縮小や、必要な事業の休廃止、無理なコストカットなど、デフレ時代の 30 年間にしみついた思考パターンを変えることこそが、大山町における 1 番の行財政改革としながらも、責めるだけではなく、守りの一つの目安である財政調整基金に関しては、10 億円以上を確保してまいります。

その上で、効率的、効果的ではない事業の見直しをさらに積極的に進めるべく、決算数値による事業見直しの検討会議を大山町版のサマーレビューと位置づけ、新たな取組として進めてまいります。

情報発信に関しては、ケーブルテレビやデジタル技術を活用したPRや、報道機関などへの情報提供による情報発信を継続しつつ、大山町PR大使の活用などにも力を入れてまいります。

職員の能力を高める人材育成のために、各種研修を充実させつつ、民間企業などの外部組織が行う研修に職員が参加できる機会の創出や、地域活性化起業人と地域おこし協力隊制度による外部人材の積極的な活用などにより、職員の政策立案能力向上や民間レベルの接遇技術を目指すことによって、住民満足度を高めてまいります。

そして、行財政改革を進めるためには、引き続き、デジタル技術の活用を図ることが欠かせません。AIなど最新技術の活用による業務効率改善や省力化をあわせて推進してまいります。

以上、五つの柱を御説明いたしました。

1 期目から取り組んできた人口減少対策をさらに前に進め、一人一人が楽しさや賑わいを感じることでできる大山町を目指して、3 期目の 4 年間も引き続き取り組んでまいり所存です。

議会の皆様、町民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、所信表明といたします。

日程第 5 議案第 58 号 ～ 日程第 14 議案第 67 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 5、議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 14、議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港海岸護岸改修工事（2 工区））まで、計 10 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして提案理由の説明をいたします。

議案第 58 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、最近における物価の変動等を考慮し、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部を改正する法律案が今国会において可決され、今後の国会議員の選挙から適用されることから、本町も国の規定に準じて所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、各種選挙における投票管理者等の非常勤特別職の報酬額を増額改定するものです。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして議案第 59 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により基幹業務のうち 20 業務のシステム標準化を実施することとされており、それに伴い情報連携に関わる住登外者宛名番号管理機能を実装することとなるため条例の一部を改正するものです。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして議案第 60 号 第三次大山町総合計画基本構想については、第三次大山町総合計画基本構想の策定について、大山町総合計画条例第 4 条及び大山町議会基本条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものです。

本町は、中山町・名和町・大山町が平成 17 年 3 月 28 日に合併し、合併後、平成 18 年に策定した第一次大山町総合計画では、「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」をテーマに「大山恵みの里構想」を掲げ、豊かな自然に恵まれた本町の特色を活かして、新しい町が一体となる基礎づくりを実現いたしました。

平成 28 年には、第二次大山町総合計画となる「大山町未来づくり 10 年プラン」を策定し、「楽しさ自給率の高いまちへ」を基本理念に掲げ、町内で暮らし活動する一人ひとりが一步を踏み出し、できることから行動し、楽しみながらまちに関わるという、人が主役のまちづくりに取り組んでまいりました。

現在は、旧町村区の 10 地区すべてに地域自主組織が設立され、地域自主組織と行政がまちづくりのパートナーとして相互に補完しながら協働のまちづくりを進展させてまいりました。

この 10 年間に、国内では、社会情勢や自然環境の急速な変化が進み、目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、一人一人の暮らし方や働き方、価値観はより多様化しており、地域の課題はより複雑化してまいりました。将来の予測が困難な時代にも安心して住み続けられる大山町、多様性に富む時代に魅力的で住みたいと思える大山町であるためには、めざすべきまちの未来の姿とそれを実現するための方法を考え、行政・町民・企業・団体など、大山町に関わる人や組織がお互いに協力し合い、行動していくことが必要です。

本計画においては、安心安全な暮らしの実現とともに、いきいきと暮らすことができる町民が増え、未来に希望を抱き、その活力が連鎖することでまちの好循環につながるまちづくりをめざしてまいります。

これまでの本町の歩みを大切にしながら、「人と人」、「人と自然」のつながりを活かして、一人一人、一つ一つの力を集めて織りなし、まちの豊かさを紡いでいくという理念のもとに歩みを進め、町民一人ひとりの生活の豊かさや心の豊かさが生まれ、安心して住み続けられる希望が湧くまち、魅力的で住みたいと思える活気が湧くまち、その

ような『わくわく楽しい未来につながるまち』の姿を大山町に関わるみなさんと一緒に描き、みなさんとの協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、本計画の策定に向けては、大山町総合計画条例第3条の規定により、町内の各種団体の代表者等で構成される大山町総合計画審議会に諮問いたしました。提案しております本計画は、大山町総合計画審議会からの答申に基づくものであることを申し添えます。

続きまして議案第61号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加が生じたため、その計画の一部を変更するものです。

変更の内容は、ハード事業分として、大山中学校部室棟改築事業、名和野球場LED化改修工事など7事業を新たに計画に追加するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして議案第62号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の策定については、辺地内を運行するスクールバスの更新をするものです。なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして議案第63号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地内を運行するスクールバスの更新をするものです。なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして議案第64号 スクールバスに係る財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

令和7年度当初予算で議決をいただいたスクールバスの更新に関して、令和7年5月23日に4業者に見積を徴した結果、税込金額1,061万6,740円で、有限会社松井オートサービスが落札し、5月23日付けで物品購入仮契約を締結したところです。

なお、納入期限は令和8年3月19日としております。

続きまして議案第65号 小中学校教職員用情報機器に係る財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

令和7年度当初予算で議決をいただいた小中学校教職員用情報機器の更新に関して、令和7年5月23日に5業者に見積を徴した結果、税込金額、4,343万9,000円で、株式会社ケイズが落札し、5月23日付けで物品購入仮契約を締結したところです。

なお、納入期限は令和7年7月10日としております。

続きまして議案第66号 事業契約の締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条、地方自治法第96条第1項第5号及び大山

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

大山町定住促進子育て住宅整備事業にかかる事業について、令和 7 年 5 月 19 日付で仮契約を締結したところであります。

本事業は、令和 6 年度補正予算で債務負担承認の議決をいただいた大山町定住促進子育て住宅整備事業に関して、令和 7 年 2 月 17 日に公募型プロポーザル方式で参加表明をした合人社計画研究所グループが落札し、令和 7 年 2 月 28 日にプレゼンテーションを行い、審査の結果、優先交渉権者となりました。令和 7 年 3 月 21 日に合人社計画研究所グループと基本協定書を締結し、同グループは令和 7 年 5 月 14 日に株式会社大山ぐらしを設立。税込金額 16 億 9,281 万 2,360 円で大山町押平 763 番地 1 株式会社大山ぐらしと令和 7 年 5 月 19 日に事業仮契約書を締結したところであります。

なお、契約期間は、本契約締結の日から令和 39 年 3 月 31 日までとしております。

議案第 67 号 工事請負変更契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和 6 年 10 月 28 日付で締結した御来屋漁港海岸護岸改修工事（2 工区）について、令和 7 年 5 月 7 日付で工事請負変更仮契約を締結したところであります。

変更の主な内容は、消波ブロック製作にあたり、寒中コンクリートの施工が必要となったため、当初契約金額から 45 万 5,400 円を増額し、6,359 万 5,400 円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 15 議案第 68 号 ～ 日程第 23 議案第 76 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 15、議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 23、議案第 76 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、計 9 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き、提案理由の御説明をいたします。

議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、骨格予算から本予算に移行するにあたり歳入歳出の追加が必要となったこと、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、既定の歳入歳出予算の総額に 16 億 6,440 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 127 億 6,656 万 7,000 円とするものです。

まず、歳入について、主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、1 億 5,049 万 2,000 円の増額で、主なものは、社会資本整備総合交付金 1 億 388 万 9,000 円の追加、道路交通安全施設等整備事業補助金 2,175 万 2,000 円、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）903 万 6,000 円の新規計上などです。

寄附金は、4 億 5,500 万円の増額で、ふるさと応援寄附金 4 億 5,000 万円の追加、企業版ふるさと納税寄附金 500 万円の新規計上です。

繰入金は、2 億 8,131 万 8,000 円の増額で、主なものは、財政調整基金繰入金 2 億円、ふるさと応援基金繰入金 4,044 万 1,000 円、公共施設整備基金繰入金 2,959 万 1,000 円の追加などです。

町債は、6 億 1,820 万円の増額で、町道改良事業 7,680 万円の追加、大山町アウトドア官民連携事業拠点施設建設事業 2 億 4,970 万円の新規計上などです。

次に歳出について、主なものをご説明いたします。

総務費は、7 億 1,252 万 7,000 円の増額で、主なものは、ふるさと応援基金事業 4 億 5,000 万円、電子計算費（一般）事業 5,294 万 1,000 円の追加、生活想像館 LED 照明器具更新工事 8,322 万 8,000 円、家庭用発電設備等導入推進事業補助金 2,500 万円の新規計上などです。

民生費は、9,226 万円の増額で、主なものは、学校給食費補助金 3,560 万 1,000 円、高等学校通学定期乗車券等購入費補助金 452 万 2,000 円（後に訂正された部分）の追加、子育て支援入学祝い金 1,572 万円、保健福祉センターだいせん照明設備 LED 更新工事 500 万円の新規計上などです。

農林水産費は、4,163 万 2,000 円の増額で、主なものは、畜産経営緊急救済事業補助金 1,581 万 7,000 円、自給飼料生産支援補助金 400 万円の新規計上などです。

商工費は、3 億 3,103 万 6,000 円の増額で、主なものは、大山町アウトドアライフ事業促進施設建設事業 2 億 7,754 万 6,000 円、地域活性化起業人派遣負担金 1,624 万 9,000 円、起業支援補助金 1,500 万円の新規計上などです。

土木費は、2 億 4,459 万 1,000 円の増額で、主なものは、町道維持補修工事 3,000 万円の追加、定住促進住宅整備事業 1 億円、町道下坪田山村線改良工事 4,000 万円の新規計上などです。

教育費は、2 億 2,687 万 9,000 円の増額で、主なものは、スクールバス更新事業 1,185 万 4,000 円の追加、名和野球場 LED 化改修工事 8,690 万円、大山西小学校防水塗装工事 1,518 万円の新規計上などです。

続きまして議案第 69 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）については、職員の異動に伴う人件費の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算を 301 万 6,000 円減額し、予算総額を 1,425 万 3,000 円とするものです。

続きまして議案第 70 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2

号)については、人事異動に伴う人件費及び国の制度改正に伴うシステム改修委託料の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に、264 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、19 億 487 万 4,000 円とするものです。

続きまして議案第 71 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2 号)については、人事異動に伴う人件費及び名和診療所医師が不在の間の代診医に対する報償費が主なもので、既定の歳入歳出予算に、547 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3 億 3,845 万 5,000 円とするものです。

続きまして議案第 72 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)については、一般介護予防事業委託料の増額と介護給付費過年度返還金が主なもので、既定の歳入歳出予算に 2,605 万円を追加し、予算総額を 22 億 8,918 万 7,000 円とするものです。

続きまして議案第 73 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 1 号)については、解体条件付入札負担金が主なもので、既定の歳入歳出予算に 5,095 万 3,000 円を追加し、予算総額を 6,186 万 3,000 円とするものです。

続きまして議案第 74 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)については、中山地区宅地造成工事のための測量、設計業務に伴う委託料の補正をするもので、既定の歳入歳出予算を 1,400 万円増額し、予算総額を 1,513 万円とするものです。

続きまして議案第 75 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算(第 1 号)については、下水処理場の修繕委託料の補正などにより、下水道事業収益及び費用をそれぞれ 1,089 万 3,000 円追加し、中継ポンプ施設の機器設備更新工事などに伴う建設改良費の補正により、資本的収入を 4,250 万円、資本的支出を 4,254 万 3,000 円それぞれ追加するものです。

続きまして議案第 76 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)については、NHK受信料の補正などにより、水道事業費用を 7 万 8,000 円追加し、県道改良工事に伴い支障となる水道管を移設するための設計業務を行うため、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ 146 万 9,000 円追加するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(吉原 美智恵君) 竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 大変すいません。1 点、発言の訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど、議案第 68 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算(第 2 号)の中で、最初 452 万円と申し上げました高等学校通学定期乗車券と購入費補助金、これは 45 万 2,000 円と言い直しましたが、最初に言いました 452 万円が正しいということでござい

ますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉原 美智恵君） では、以上で本日の日程は全て終了しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 米本議員。

○議員（11 番 米本 隆記君） すいません。先ほどね、最後の水道事業会計の数字的なところ何か私の見ている数字と違うんですけど、もう一度説明してもらえますか。それと、できでしたら、68 号、69 号、70 号もお願いしたいと思います。

○議長（吉原 美智恵君） もう少しマイクに近づいてお願いします。

聞こえましたか、町長。

〔「ちょっと 1 回休憩をお願いします」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 休憩します。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 50 分休憩

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

ただいま米本議員から疑義がありましたが、解決しましたので、進めます。

散会報告

○議長（吉原 美智恵君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次会は、明後日 6 月 5 日に会議を開き、議案についての質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 51 分散会